

Information 環境防災課

～満65歳以上となる町民の方へ～

広野町高齢者安全運転支援装置設置事業補助金について

町では、高齢運転者のアクセルとブレーキペダルの踏み間違い事故を防止するため、自動車の安全運転支援装置の購入および取付費用の一部に対する補助を行っています。

安全運転支援装置とは？

ペダル踏み間違いなどによる急発進を抑制する機能を有するもの

補助金の額

安全運転支援装置の購入費および取付費合計(税込)の2分の1(上限3万円)

※補助対象者 **1人につき車両1台分**

対象者

次の要件を全て満たす方が対象となります。

1. 本町に住所を有する**満65歳以上の方**
2. **取付業者に依頼**して、自動車に安全運転支援装置を取り付けた方
3. 有効期限内にある**運転免許証を保有**している方
4. 自動車が自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に**自家用と記載されたもの**
5. その他(町税を滞納していない方、暴力団員関係者ではない方)

申請の際に必要なもの

1. 運転免許証
2. 自動車検査証
3. 安全運転支援装置の購入および設置に要した**経費の領収書**
4. 安全運転支援装置の**機能が確認できるもの**(機種名が分かるもの)
5. 安全運転支援装置の**取付け前後の写真**各1枚
6. 印鑑

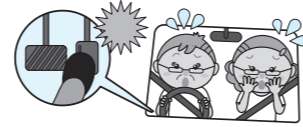
申請の手順

1. 交付申請書に「申請の際に必要なもの」に記載の書類などを添えて役場環境防災課へ提出をお願いします。
2. 町で審査後に交付決定通知書により通知をいたします。
3. 町からの交付決定通知書を確認後、交付請求書を役場環境防災課へ提出をお願いします。

注意点

令和5年4月1日以降に安全運転支援装置を取付けた車両が対象です。

問 広野町 環境防災課 ☎0240-27-2114



Information 健康福祉課

原子力災害被災地域における医療・介護保険料など減免措置に係る令和5年度以降の取扱いについて

平成23年3月11日に発生した東日本大震災および福島第一原子力発電所事故に伴う医療・介護保険などの一部負担金や保険料(税)の免除措置について、一定以上所得者を除き継続されております。

減免措置の見直しについては、令和3年3月9日に閣議決定された「[第2期復興・創生期間]以降における東日本大震災からの復興の基本方針」において、「被保険者間の公平性などの観点から、避難指示解除の状況も踏まえ、適切な周知期間を設けつつ、激変緩和措置を講じながら、適切に見直しを行う」こととされております。

この閣議決定を踏まえた国からの令和4年4月8日付け通知に基づき、令和5年度以降の取扱いは右記のとおりとなります。

■平成23年3月11日時点で広野町に住民票があった方(または世帯)(※)

※平成26年度までに避難指示などが解除された地域

・国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の**保険料(税)**

令和4年度まで・・・全額減免

令和5年度・・・1/2減免

令和6年度以降・・・減免終了

・国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の**一部負担金(利用者負担)**

令和7年2月末まで・・・免除継続

令和7年3月1日以降・・・免除終了

平成23年3月11日時点で平成27年度以降に避難指示などが解除された地域に住民票があった方は、減免措置の終了時期が上記以降となります。詳しくは、平成23年3月11日時点で住民票のあった自治体へお問合せください。

問 広野町 健康福祉課 ☎0240-27-2113

Information 健康福祉課

金婚夫婦表彰の申し込みを受け付けます

広野町では、結婚50年(金婚)を迎えられるご夫婦を敬老会において祝福いたします。

表彰対象に該当するご夫婦はぜひお申し込みください。

表彰対象夫婦

町内に住所を有し、令和5年12月31日までに婚姻50年を迎えるご夫婦(昭和48年に結婚されたご夫婦)およびすでに資格を得ながらまだ慶祝を受けていないご夫婦。

申込期限

令和5年7月6日(木)

申込方法

所定の申込書へ必要事項を記入のうえ、広野町健康福祉課(役場1階3番窓口)までご提出ください。申込書は健康福祉課窓口または町ホームページに用意しております。

問 広野町 健康福祉課 ☎0240-27-2113

Information 建設課

広野町クリーンアップ作戦を実施します

地域住民、河川愛護団体などによる良好な河川環境の保全・再生への取り組みを積極的に推進するとともに、町民の河川愛護意識を醸成することを目的に、広野町クリーンアップ作戦を実施します。

■実施主体 町民および河川愛護団体などの皆さん、福島県、広野町

■日時 令和5年6月4日(日)

午前8時～(1時間程度)

集合時刻 午前7時45分(小雨決行)

※当日雨天の場合は、6月11日(日)に延期します。

■集合場所 ①折木川 折木地区集会所前

②浅見川 ひろの防災緑地駐車場

③北迫川 北釜地区県水防活動広場

■作業場所 折木川、浅見川、北迫川の各河川敷および海岸

■作業内容 美化作業は、河川敷に投棄された空き缶、廃ビニール、廃プラスチック、紙くず、廃材などのごみ(粗大ごみを含む)の回収、流木の除去などについて実施します。

※草刈り機の使用は危険ですので、ご遠慮ください。

問 広野町 建設課 ☎0240-27-4161

Information ひろの未来館

ひろの未来館 閉館時間のお知らせ

5月9日より平日の閉館時間を下記のとおり変更いたします。

午後7時⇒午後6時 ※土・日・祝日などについては変更ありません。(土・日・祝日等：午前9時～午後5時)

問 ひろの未来館 ☎0240-27-2277

Information 相双地方振興局県税課課税課間税チーム

令和5年度自動車税種別割の定期課税のお知らせ
納期限は5月31日(水)です

自動車税種別割は、毎年4月1日午前零時現在で車検証上の所有者(割賦販売の場合は使用者)に課税されます。

令和5年度の自動車税種別割の納税通知書は、5月8日(月)に発送予定ですが、郵便法改正による「土曜日の配達休止」、「配達日数の繰下げ」などの影響で配

達に時間がかかるようになり、届くまで10日程度要する場合がありますので、ご留意願います。

なお、避難先などへ郵便物の転送を希望される方は、最寄りの郵便局へ「転居届」の提出をお願いします。

問 相双地方振興局県税課課税課間税チーム

☎0244-26-1127